

■病院の登録要件

要件【(1)～(5)をすべて満たすこと】	
(1)	<p>次のいずれかに該当する県内の病院であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医療法施行規則第30条の33の2で、高度急性期機能、急性期機能と区分された病床を有する病院 イ 医療法第31条に規定する公的医療機関 ウ 独立行政法人国立病院機構が開設した病院 エ 独立行政法人労働者健康福祉機構が開設した病院 オ 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設した病院 カ 国立大学法人が開設した病院 キ 医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院
(2)	<p>対象施設の開設者は、以下のすべてを満たす者であること。ただし、国、県、市町その他これらに準ずるものについては、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。 イ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。 ウ 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。 エ 山口県税の全税目について滞納がないこと。
(3)	<p>次のいずれかに該当する者が事業者に含まれていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。） イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者 ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
(4)	<p>対象者に、県が策定する、又は認めるプログラムに基づく研修を受講させること。</p>
(5)	<p>この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。</p>